

現行システムの原簿更新について

目次

1.本資料の概要	1
2.参照資料	1
3.留意点	1
4.詳細		
4.1 本資料の対象処理範囲	2
4.2 現行システムの原簿更新制御		
4.2.1 処理方式指定	3
4.2.2 更新順番指定	5
4.3 処理結果確認		
4.3.1 処理結果	7
4.3.2 差し戻し処理	9
5.経過管理・電子決裁サブシステムと現行システムの連携		
5.1 概要	10
5.2 現行システム連携	11

1.本資料の概要

-現行システムと連携する際の業務の流れと仕組みを記載するものである。

2.参照資料

-届書・処理票一覧

3.留意点

-当資料で提示する各画面は、業務要件をもとにイメージを示したものである。

受託者は、当該画面を参考として、ユーザの操作性、システムの効率性等をより向上させた画面を設計すること。

-当資料で修正対象とした各画面については、他の要件でも修正対象になっている場合があるため、相互の影響を考慮すること。

4. 詳細

4.1 本資料の対象処理範囲

当資料では、2次審査から処理結果確認までの処理が対象範囲となる。

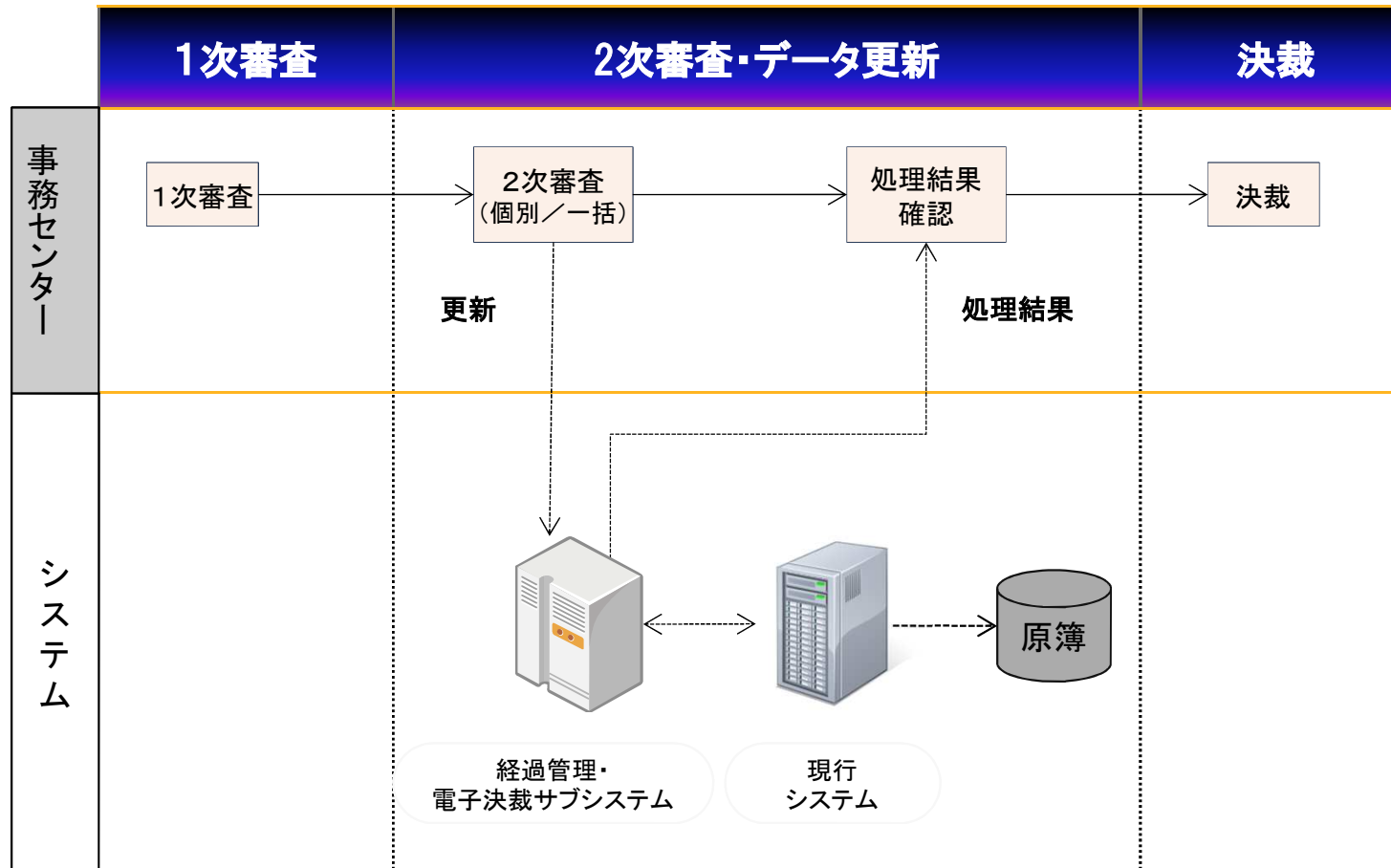


図 業務処理フロー

4.2 現行システムの原簿更新制御

4.2.1 処理方式指定

(1) 処理方式の種別

現行システムの原簿更新に対する処理方式は、下記の種類が用意されている。

①通常処理

通常処理は、届書の様式によってシステムが自動で下記の2種類に振り分ける。

ア. 一括集信処理

- ・経過管理・電子決裁サブシステムのオンライン終了後、バッチ処理により一括更新を行うようにする。
- ・対象届書は、補足資料「届書・処理表一覧」の「パンチ入力」欄が、対象(○)となっているもの。
- ・現行システムより、完了のポータル通知を受け、更新結果を結果確認画面より確認できる。

イ. デイレード処理(長い間隔)

- ・デイレード処理(長い間隔)による更新を行い、現行システムより取得結果の通知を受けて画面にメッセージボックスを表示し、更新を受け付けられた旨を表示する。
- ・審査者は、更新を受け付けた旨のメッセージを確認後、次の審査に進むことができる。
- ・現行システムより、完了のポータル通知を受け、更新結果を結果確認画面より確認できる。
- ・対象届書は、一括集信以外のすべての届書とすべての処理票となる。

②至急対応

画面より、通常処理から至急対応に切り替えることにより、デイレード処理(短い間隔)を行う。

ア. デイレード処理(短い間隔)

- ・至急対応で更新したい際に使用する。
- ・審査者は、更新結果を待つため、ポータル通知でなく、審査画面上に結果を表示する。

4.2.1 処理方式指定

(2) 審査画面 処理方式切り換え

届書ごとに通常処理(一括集信あるいはディレード(長い間隔))を行い、至急対応が必要な場合に処理方式の切替えを可能とする。

届書内訳審査登録画面

■届書情報

申請種別	紙申請	関連する届書	報酬月額変更届
届書コード	200		賞与支払届
届書名称	被保険者資格取得届(厚年)		
基礎年金番号			
事業所整理番号	9112 - アイウ		
申請者名称	A社		
届書受付年月日	平成26年 4月 1日		

■届書内訳情報

[届書内情報]

■処理方式

通常 至急対応

処理方式の切替えを行う

戻る 更新 審査承認 一時保存

図 届書内訳審査画面イメージ(個別審査画面の場合)

4.2.2 更新順番指定

現行システムの原簿更新を行う届書の順序により、エラーが発生する場合があります。システムでは届書の更新順序を判断できないため、現行システムに対して下記のように順番指定を行う。(個別審査の場合のみ)

(1) 審査束単位内の順番指定

審査束に含まれる届書を審査者が順番指定に従って、審査画面より更新要求することにより、その順番に従って現行システムの原簿を更新する。

- ・審査者は、現行システムの原簿を更新する順番に従って、下記の①～③の操作を繰り返す。
 - ①審査者は、審査束内の届書を選択する。
 - ②審査を行い、現行システムの原簿更新が必要な届書は、画面上にある原簿を更新するボタンを押下する。
 - 現行システムの原簿更新は、この届書単位で行う。
 - ③次の届書を表示させる。次の届書がなければ、終了する。
 - 現行システムの原簿更新順位は、更新ボタンを押された届書順に更新されるようにする。
- ④ポータル通知にて、審査束内の届書の終了通知を確認する
- ⑤審査束単位で現行システムの原簿更新が、正常終了したことを確認した後、届書ごとに審査承認ボタンを押下することでステータスを「決裁待ち」となり、すべての届書が決裁待ちになった時点で、決裁権者が決裁可能となる。

4. 2. 2 更新順番指定

(2) 複合式届書内の順番指定

複合式届書は、1届書で複数届分のデータを保有する。(1枚で複数の届書コードを持つ。)

現行システムの原簿更新は、届書内容ごとに分割して更新を行う。

その際、届書内で優先順位があり、下図の例のように資格取得届を最初に実施しないと、ほかの届書を更新できない場合がある。

順序を指定する方法は、初期値を該当年月日順とし、画面より審査者が更新順序を修正し決定する。

No.	届書内容	該当年月日	理由等		順序
1	資格取得届	7-250601	取得理由	3:2号からの移行	1
2	性別変更届				
3	資格喪失届 ・申出		喪失理由		
4	死亡届	7-250624	住民票確認 死亡日	7-250624	2
5	氏名変更届	7-250610	変更前氏名	国年 一郎	*
6	住所変更届	7-250610	変更前の住所	東京都杉並区 1-1-1	*
7	付加保険料	7-250605	届出項目	1:申出	*
8	免除理由 該当届	7-250610	免除理由	2:2号該当	*
9	免除理由 非該当届	7-250623	消滅理由	2:2号非該当	*
10	備考	有			

現行システムの原簿更新順序を番号で指定する。

- ・初期表示
「該当年月日」の日付順
- ・順番指定 数字
- ・更新なし *

図 画面イメージ

4.3 処理結果確認

4.3.1 処理結果

(1) ポータル通知

現行システムの原簿更新の結果通知により、正常・警告・エラーの表示を行う。
(ディレード(短い間隔)の場合は、ポータル通知なし)

(2) 個別審査／一括審査画面制御

①現行システムの原簿更新結果により、下記の対応を行う。

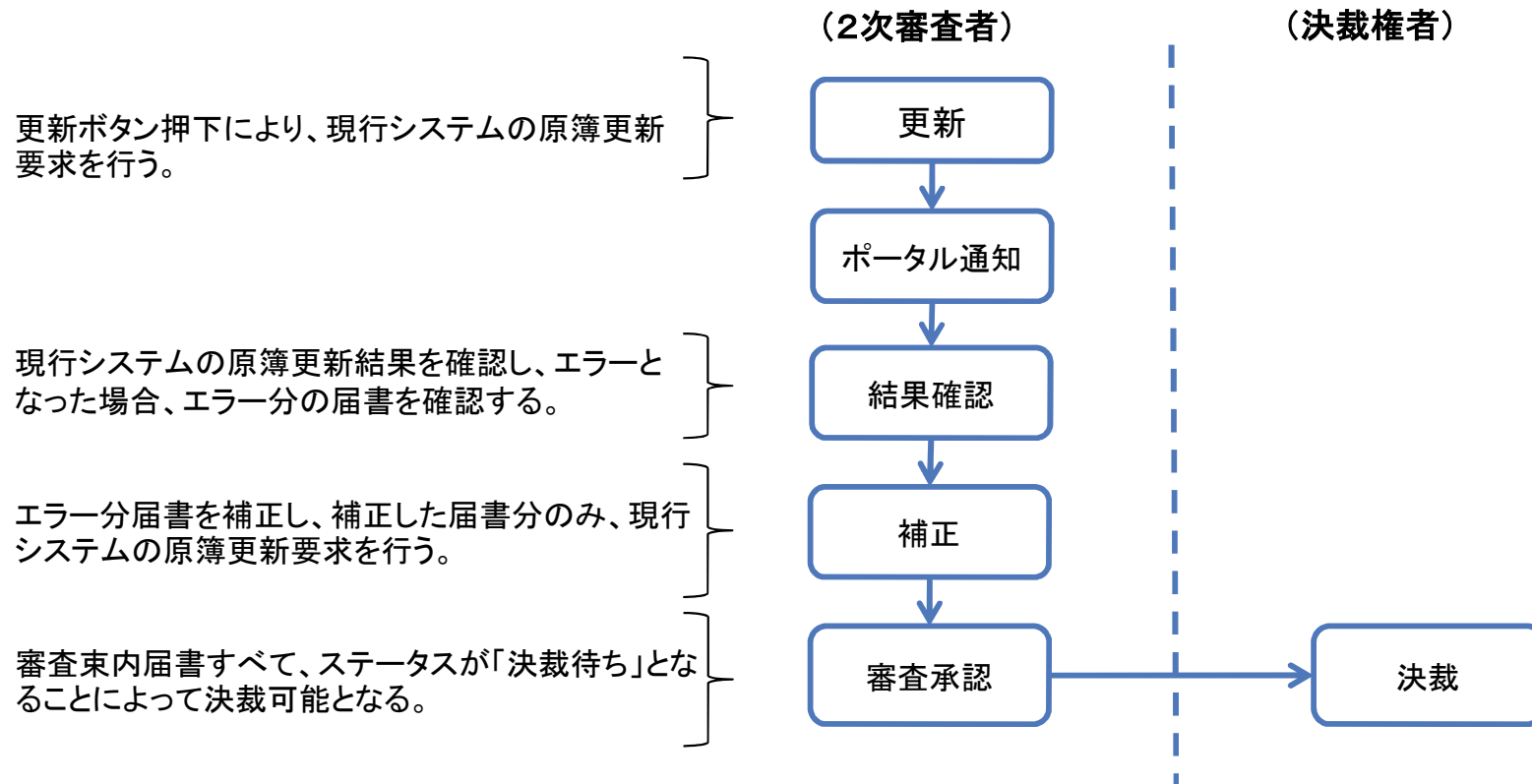
- ・正常 (個別審査の場合)
届書ごとに審査承認ボタンを押下することで、ステータスは「決裁待ち」となる。
(一括審査の場合)
審査束内の届書すべてが正常終了した審査束は、結果確認画面上に表示され、
審査束ごとの審査承認ボタンで審査束単位のステータスを「決裁待ち」とする。
- ・警告 警告内容を確認した結果、審査承認ボタンを押下することで、ステータスが「決裁待ち」となる。
補正が必要と判断した場合は、補正が必要な届書が含まれる審査束を個別審査へ振り分ける。
- ・エラー エラーとなった届書を補正して、現行システムの原簿更新を要求する。
一括審査の場合、エラーとなった届書が含まれる審査束は、個別審査へ振り分けられる。

②審査束内の全届書のステータスが「決裁待ち」となった時点で、システムは審査束ごとに決裁権者への回付を行う。

(3) エラー補正時の処理

審査束単位内の届書をエラー補正した際の対応について、下記の処理を行う。

一括審査でエラーが発生した審査束単位に個別審査に振り分け、現行システムの原簿更新時にエラーとなった届書の補正を行う。補正後、審査束のうち補正をした届書分のみ更新を行う。
また、連記式届書の場合、1届書に複数の被保険者が記載されているため、正常に更新された被保険者は更新要求しない。



4.3.2 差し戻し処理

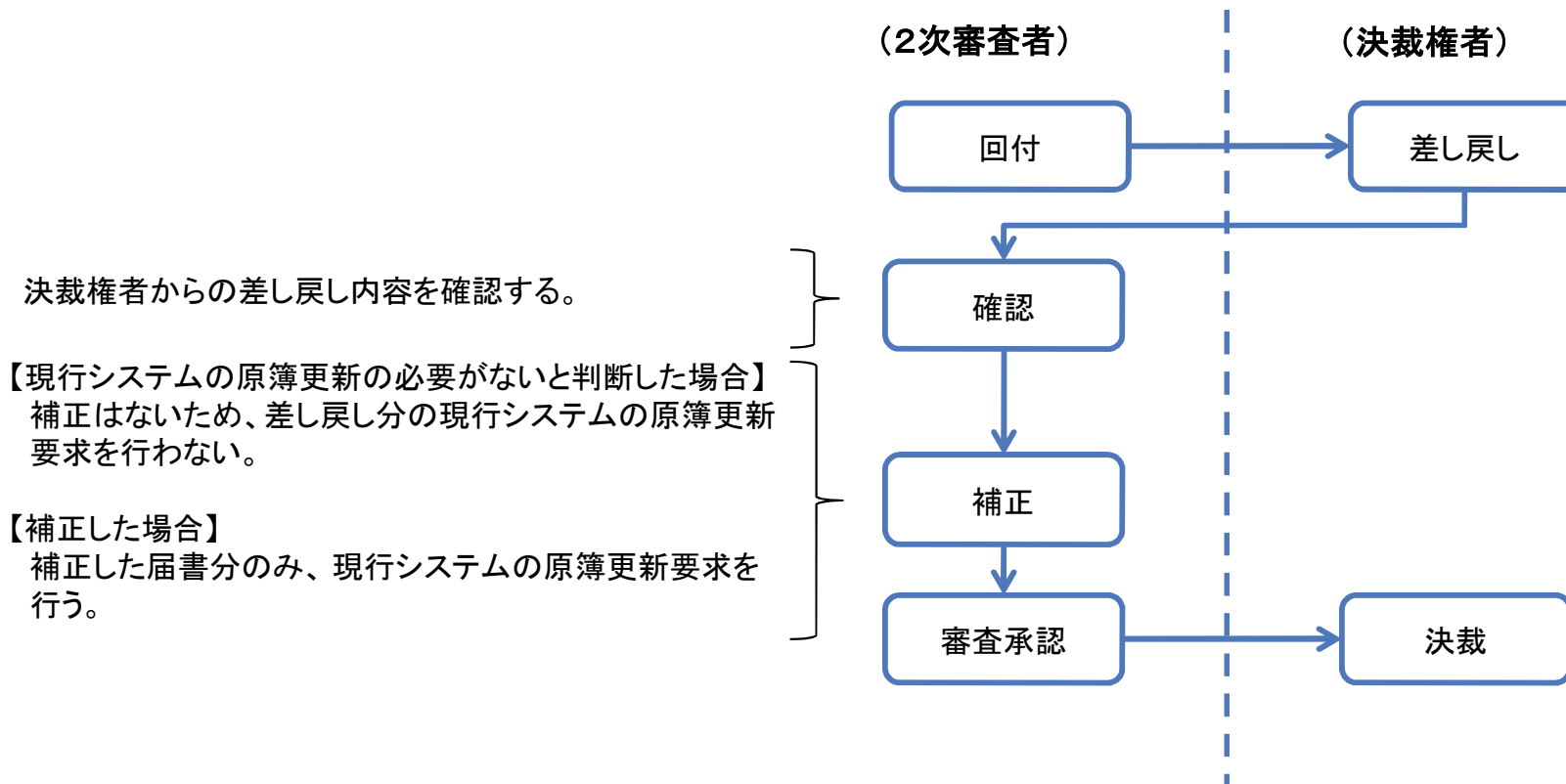
(1) 決裁差し戻し

決裁権者からの差し戻し対応は、審査束単位の届書の中で、決裁権者からの差し戻しがある場合、審査束単位の2次審査をやり直す。

現行システムの原簿更新の必要がないと判断した場合は、現行システムの原簿更新要求しない。

差し戻し理由により、原簿に対して補正を行ったときのみ、現行システムの原簿更新要求を行う。

なお、更新要求は補正をした届書のみを更新の対象とする。



5. 経過管理・電子決裁サブシステムと現行システムの連携

5.1 概要

経過管理・電子決裁サブシステムは、現行システムと連携し下記のことを行う。

- ・経過管理・電子決裁サブシステムは、更新対象の仮原簿データを届書コードごとの形式に編集し、現行システムへ送る。
- ・現行システムは、受け取った仮原簿データを元に原簿を更新する。
- ・現行システムは、原簿への更新結果と通知書情報を経過管理・電子決裁サブシステムへ返す。
- ・一定時間の間隔をあげ、その間に要求された現行システムの原簿更新を非同期で行う。

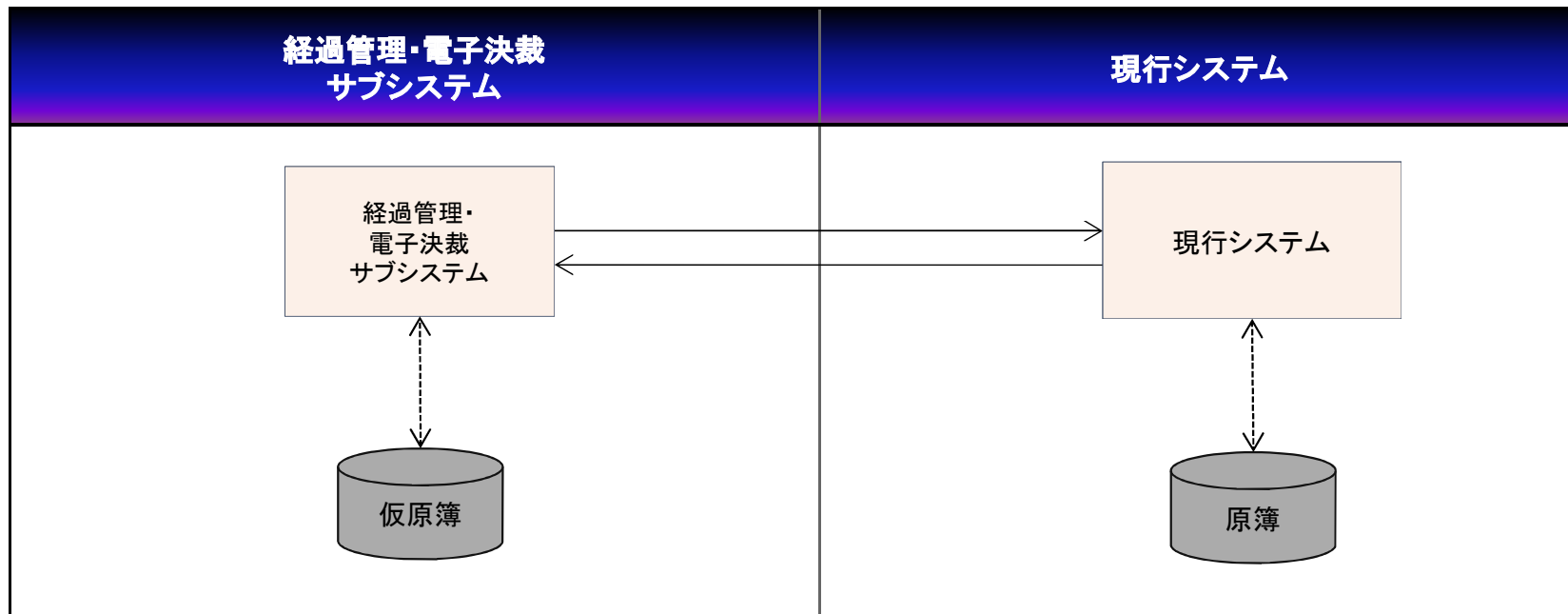


図 連携図

5.2 現行システム連携

(1) ディレード処理（短い間隔）

- ①現行システムは、経過管理・電子決裁サブシステムに接続し、電文ファイルの有無を定期監視（ポーリング）する。
- ②2次審査者が原簿更新依頼を行うと、経過管理・電子決裁サブシステムは電文ファイルを作成する。
- ③現行システムは、経過管理・電子決裁サブシステムに接続し、電文ファイルを取得する。
- ④現行システムは、電文ファイル取得後に取得結果を通知する。
- ⑤現行システムは、原簿更新（オンライン即時処理）を行う。このとき、原簿更新順序を保証する。
- ⑥現行システムは、経過管理・電子決裁サブシステムに処理結果及び通知書情報を通知する。
- ⑦経過管理・電子決裁サブシステムは、処理結果を表示する。
- ⑧届書コードにより、現行システムは原簿更新（オンライン即時処理）に替えて原簿更新（ディレード処理）を行い、経過管理・電子決裁サブシステムに処理結果及び通知書情報を通知する。
- ⑨経過管理・電子決裁サブシステムは、ポータル画面に処理結果を表示する。

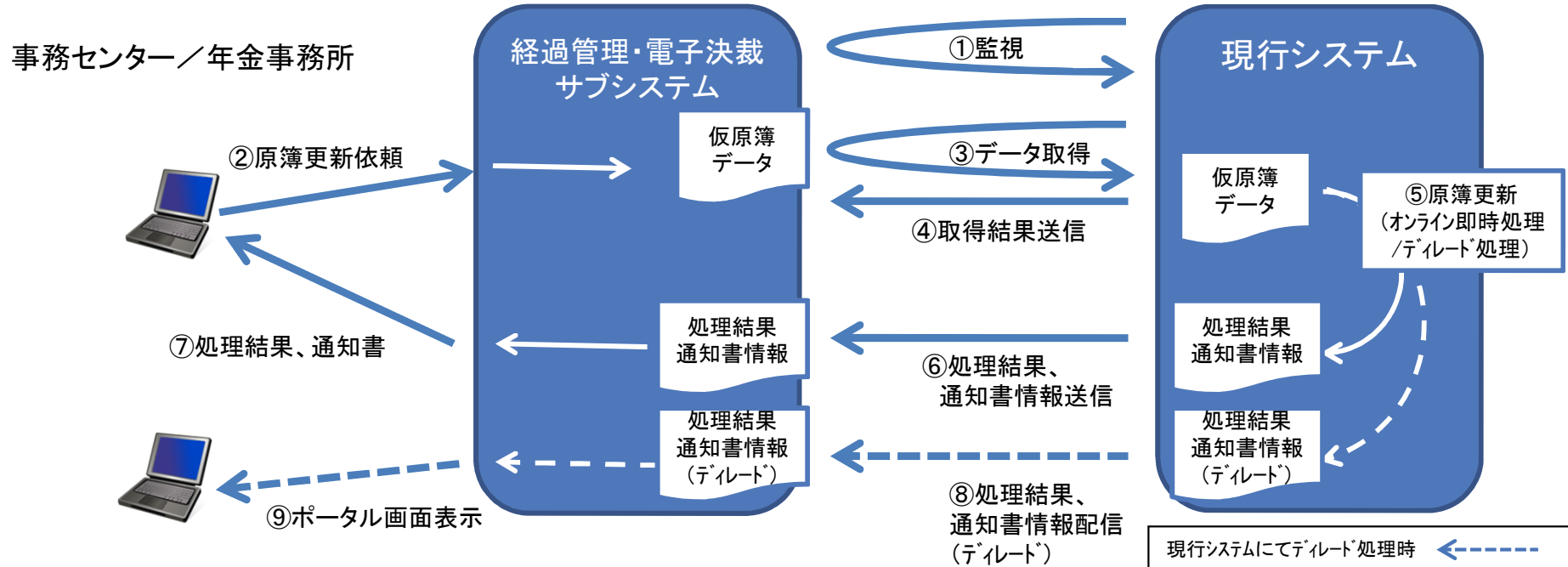


図 ディレード処理（短い間隔）の概要図

5.2 現行システム連携

(2) デイレード処理（長い間隔）

- ①現行システムは、経過管理・電子決裁サブシステムに接続し、電文ファイルの有無を定期監視（ポーリング）する。
- ②2次審査者が原簿更新依頼を行うと、経過管理・電子決裁サブシステムは電文ファイルを作成する。
- ③現行システムは、経過管理・電子決裁サブシステムに接続し、電文ファイルを取得する。
- ④現行システムは、電文ファイル取得後、経過管理・電子決裁サブシステムに取得結果を通知する。
- ⑤現行システムは、原簿更新（オンライン即時処理）を行う。このとき、原簿更新順序を保証する。
- ⑥現行システムは、経過管理・電子決裁サブシステムに処理結果及び通知書情報を通知する。
- ⑦経過管理・電子決裁サブシステムは、ポータル画面に処理結果を表示する。
- ⑧届書コードにより、現行システムは原簿更新（オンライン即時処理）に替えて原簿更新（ディレード処理）を行い、経過管理・電子決裁サブシステムに処理結果及び通知書情報を通知する。
- ⑨経過管理・電子決裁サブシステムは、ポータル画面に処理結果を表示する。

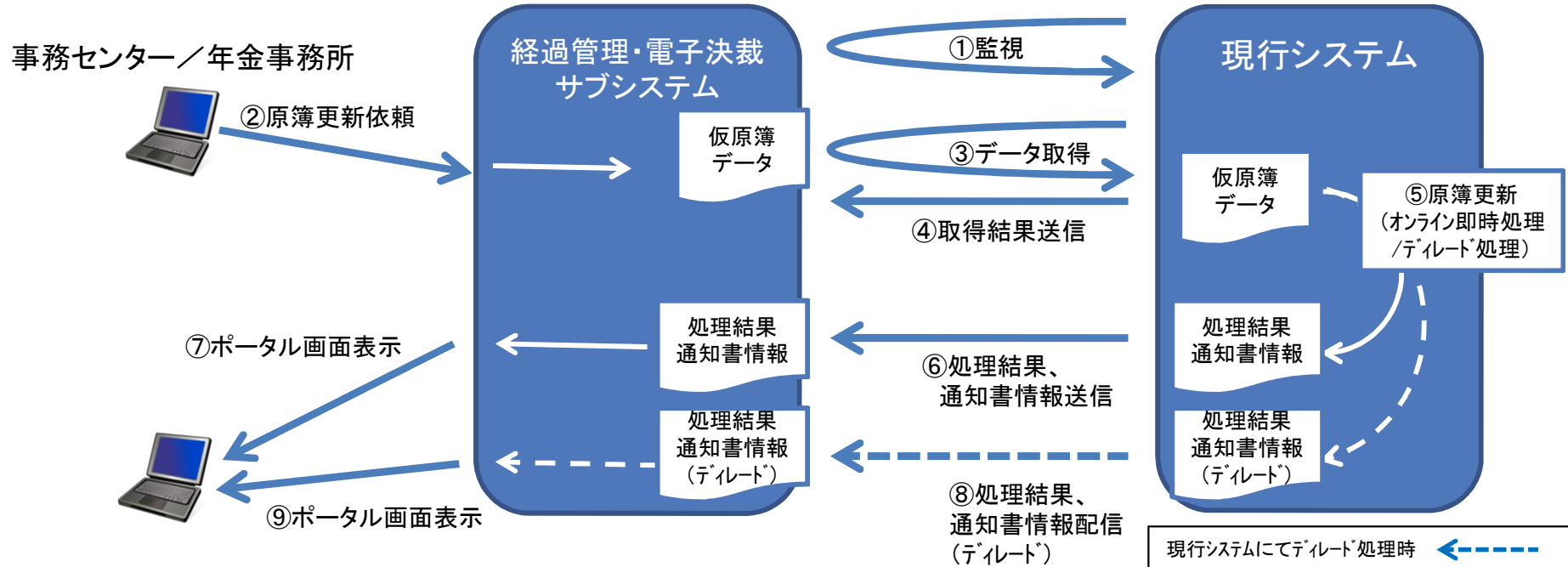


図 ディレード処理（長い間隔）の概要図

5.2 現行システム連携

(3) 一括集信処理

- ①2次審査者が原簿更新依頼を行うと、経過管理・電子決裁サブシステムは電文ファイルを作成する。
- ②現行システムは、経過管理・電子決裁サブシステムに接続し電文ファイルを取得する。
- ③現行システムは、電文ファイル取得後、取得結果を経過管理・電子決裁サブシステムに通知する。
- ④現行システムは、原簿更新(集信処理)を行う。
- ⑤現行システムは、経過管理・電子決裁サブシステムに処理結果を通知する。
- ⑥経過管理・電子決裁サブシステムは、ポータル画面に処理結果を表示する。
- ⑦現行システムは、経過管理・電子決裁サブシステムに通知書情報を別途配信する。
- ⑧経過管理・電子決裁サブシステムは、ポータル画面に通知書情報を表示する。

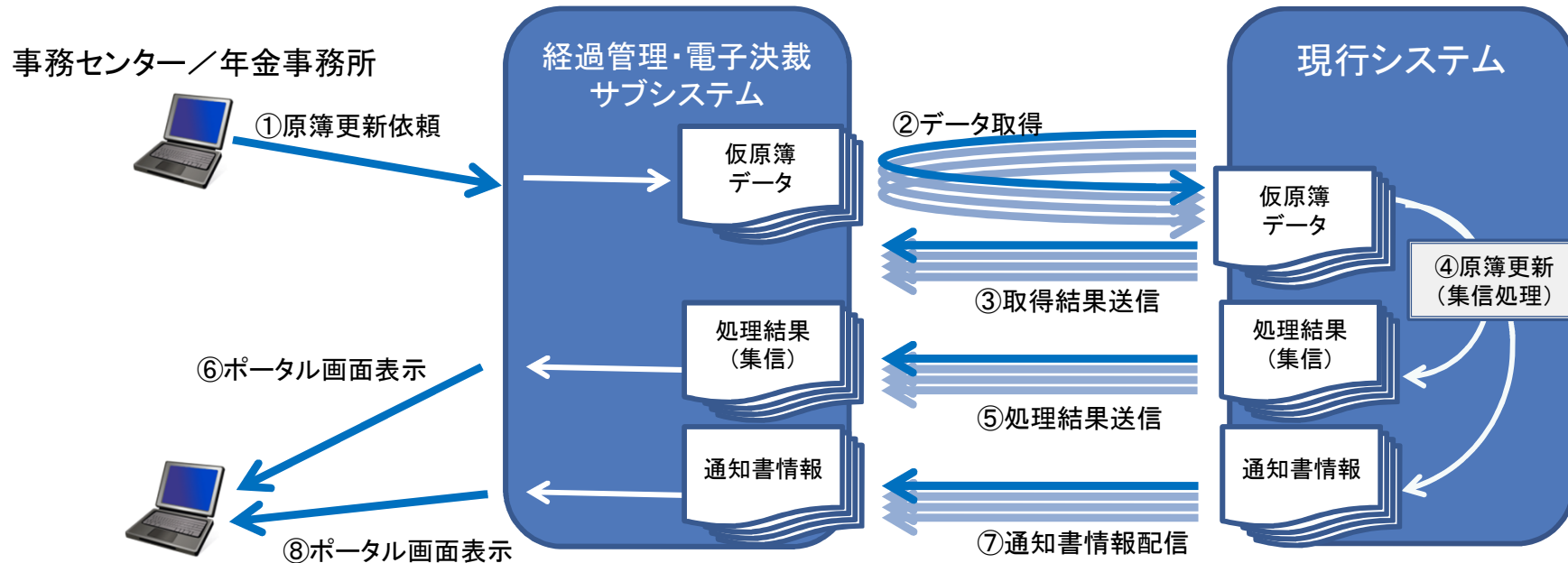


図 一括集信処理の概要図